

一般社団法人愛媛県社会福祉士会 ぱあとなあ愛媛 運営規程

ぱあとなあ愛媛 規程第3号

2017年11月10日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた「権利擁護センターぱあとなあ愛媛」（以下、「ぱあとなあ愛媛」という）に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条 ぱあとなあ愛媛は、愛媛県社会福祉士会の組織内において、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度及び未成年後見制度にかかわる事業を公正かつ適正に行うことを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において、ぱあとなあ愛媛と称す機関を置く。
2. ぱあとなあ愛媛は、県社士会の会員で構成する。代表は県社士会の理事とする。
3. 本事業を運営するために、ぱあとなあ愛媛運営委員会を置く。委員長は代表を充てる。
4. ぱあとなあ愛媛運営委員会は、県社士会が必要と認める者で構成する。

（機能及び事業内容）

第3条 ぱあとなあ愛媛の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

1. 会員、非会員に対して成年後見制度及び未成年後見制度についての学習をする機会の提供
2. 成年後見人等及び未成年後見人の養成や研修の企画
3. ぱあとなあ愛媛名簿登録者及び成年後見及び未成年後見活動実施者の情報交換や研修会の企画運営
4. 成年後見人等及び未成年後見人の後見監督人の推薦及び支援活動
5. 成年後見及び未成年後見活動、後見監督活動、その他権利擁護活動に対する業務監督
6. 成年後見及び未成年後見事業の啓発、相談の実施
7. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条 この規程の改正は、定款第37条1項2号に基づき理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第5条 この規程に定めるもののほか、ぱあとなあ愛媛の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2004年 8月21日から施行する。

この規程は、2013年 6月15日から施行する。

この規程は、2017年11月10日から施行する。